

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 8 年 2 月 2 0 日
担 当 部 課	都市建設部 土木管理課
担 当 者	中村、馬越
連絡先電話番号	077-587-7072

法定外公共物（用悪水路）所有権確認請求事件 第一審判決の概要と今後の対応について

令和 6 年 8 月 13 日付けで訴訟提起され、市が応訴している法定外公共物（用悪水路）に係る所有権確認請求事件について、第一審判決の言渡しがあったため、その概要及び今後の対応方針を報告します。

記

1. 事件の概要

公図上に表示される用悪水路（以下「本件水路」という。）について、原告が時効取得の成立を主張し、本件水路の所有権を有することの確認を求めたものです。

(1) 訴え提起日 令和 6 年 8 月 13 日（訴状郵着 令和 6 年 9 月 11 日）

(2) 事件番号等 大津地方裁判所 令和 6 年（ワ）第 401 号 所有権確認請求事件

原告：■■■■■ 被告：野洲市

2. 第一審判決の内容

(1) 判決言渡日 令和 8 年 2 月 6 日

(2) 判決要旨

①原告の時効取得の主張を認め、別添資料の赤着色の土地が原告の所有であることを確認する。

②訴訟費用は被告の負担とする。

3. 第一審判決までの主な経緯

令和 5 年 11 月 21 日

申請者 4 人（申請者①～③及び申請者④＝原告）から、官民境界確定申請書が提出された。（対象となる官地：公図上の水路、市道等）

令和 6 年 1 月 11 日

関係者による現地立会を実施した。その際、原告から、本件水路部分を時効取得によ

り所有権を有する旨の主張があった。市は、行政財産に係る私権設定の制限等を踏まえ、時効取得は認められない旨を主張した。

令和6年9月11日

特別送達により訴状が郵着した。本件水路部分について時効取得の成立及び所有権確認を求める内容であった。

令和6年11月13日

第1回口頭弁論期日

令和7年11月18日

第11回口頭弁論期日（原告本人尋問）

令和8年2月6日

第12回口頭弁論期日を経て判決言渡し

4. 今後の対応（案）

市としては、本判決を不服として控訴する方針です。

なお、控訴期限は、判決書送達日（令和8年2月9日）から14日以内です。

(1) 訴え（控訴）の提起 委任専決により処理します。

控訴人：野洲市 被控訴人：

(2) 控訴の趣旨

① 原判決（第一審判決）を取り消す。

② 被控訴人の請求を棄却する。

③ 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

(3) 控訴審代理人（顧問弁護士）への委任契約 現計予算内で対応します。

① 着手金：110,000円（税込み）

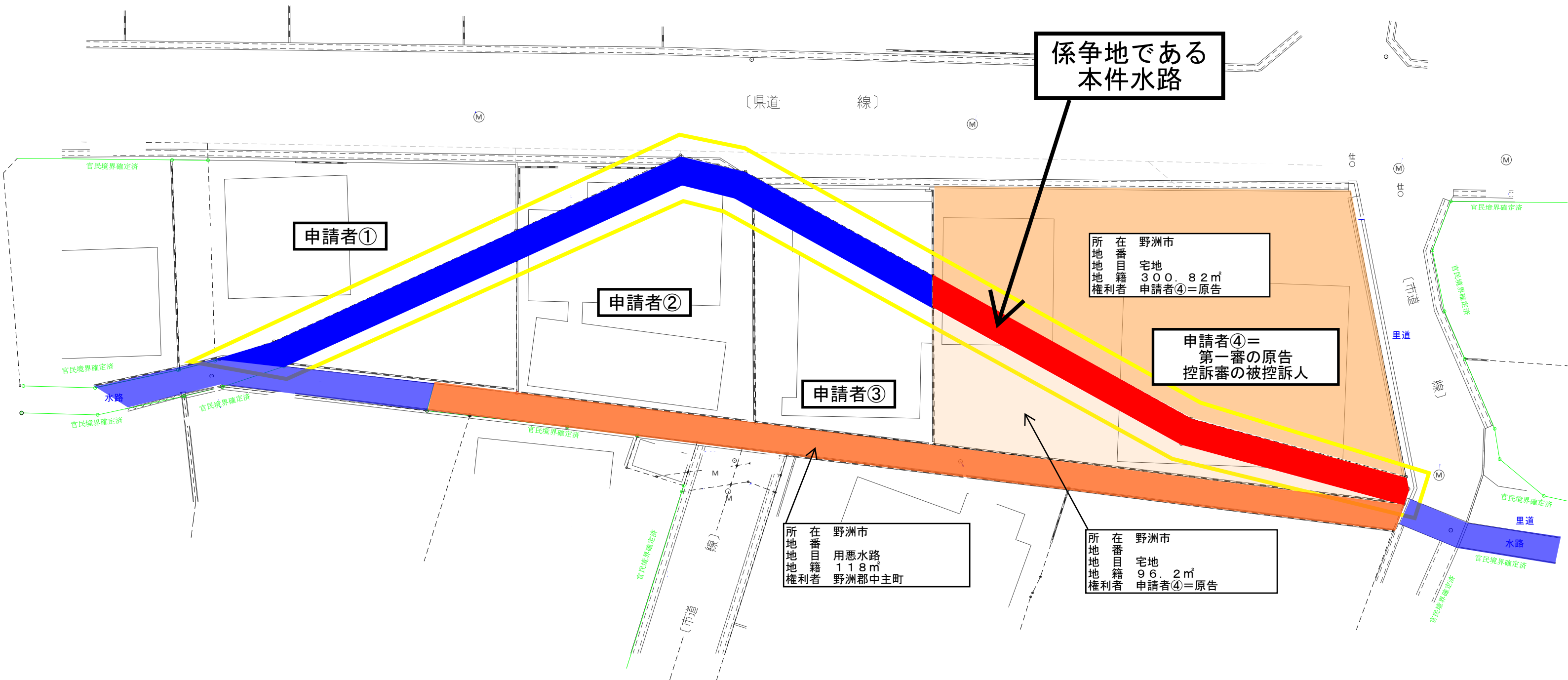
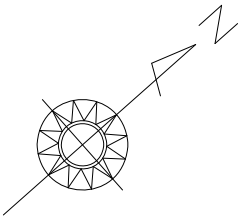
② 受任者：益川総合法律事務所 弁護士 益川教雄 他3人

③ 契約締結予定日：令和8年2月●日

(4) 第一審に係る委託料清算 令和8年2月定例会に補正予算を計上予定です。

(5) 控訴審に係る訴訟事務委託料 令和8年2月定例会に債務負担行為の補正予算を追加議案として提案予定です。

別添資料



現況平面図（縮尺1/250）	
所在：滋賀県野洲市	
作成年月日	
作成者	